○農林水産省令第十二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十五号）の施行に伴い、並びに家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）第三条第三項及び第五条第四項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

農林水産大臣　坂本　哲志

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（通行の制限又は遮断） **第十五条の二**　（略） 2　令第三条第三項及び第五条第四項（令第七条において準用する場合を含む。）の規定による公衆の閲覧は、都道府県又は市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（通行の制限又は遮断） **第十五条の二**　（略） （新設）

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○農林水産省
経済産業省令第一号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百九十八条第一項及び第二百四十条の九第一項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（商品先物取引業者の標識） **第九十一条**　（略） 2　法第百九十八条第一項の規定による公衆の閲覧は、商品先物取引業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 （商品先物取引仲介業者の標識） **第百二十六条の六**　（略） 2　法第二百四十条の九第一項の規定による公衆の閲覧は、商品先物取引仲介業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（商品先物取引業者の標識） **第九十一条**　（略） （新設） （商品先物取引仲介業者の標識） **第百二十六条の六**　（略） （新設）